

令和2年5月20日

保護者各位

嘉手納町長 當山 宏
(公印省略)

町立保育所・認可保育所等における今後の対応について

日頃より本町の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の登園自粛要請にご協力をいただき、保護者並びに関係者の皆様へ感謝申し上げます。

沖縄県は、5月14日に基本的な考え方として、休業要請や活動自粛は、5月20日までとする新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針を発表いたしました。

これを受けて、町立保育所及び認可保育所等の対応につきまして、下記のとおり「登園自粛要請」から「通常保育」へ切り替え、保育の提供を行います。

記

1 登園自粛要請期間終了日

5月20日(水) ※5月21日からは通常保育となります。

2 保育料・副食費について

※5月21日(木)からは、家庭保育協力をいただいても保育料の日割り措置はございません。

3 感染対策等について

(1) 保護者の皆様は送迎時にマスクの着用のご協力をお願いいたします。

(2) 引き続き登園前の検温・健康観察をお願いいたします。

(3) 発熱(37.5℃以上)等体調不良があった場合は、園よりご連絡いたしますので、お迎えの上、医療機関の受診、または自宅療養をお願いいたします。

(4) 三密防止対策として保護者の皆様の保育施設内への出入りを当面の間制限いたします。送迎の際の滞在は、できるだけ短く速やかに行ってください。

(5) 園内行事等は、しばらくの間、感染拡大防止の為に中止、または工夫して開催いたします。運動会やおゆうぎ会等の行事については、適宜判断し保育所の実施方針をご理解していただき、ご協力をお願いいたします。

※ 公立学童におきましても、5月21日より通常運営となります。

※ 上記対応は、国や県等の方針により、随時変更・更新しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】 嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL: 956-1111 (内線 123)